

奈良教育大学次世代教員養成センター規則

平成25年6月21日

制 定

改正 平成25年 9月26日規則第22号

改正 平成26年 3月20日規則第15号

改正 平成27年 2月27日規則第10号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

改正 平成29年 7月21日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第24条第2項の規定に基づき、奈良教育大学次世代教員養成センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、京都教育大学及び大阪教育大学と連携して、ICT活用を含む実践的教育力・指導力及び課題探究力の向上を図るとともに、学び続ける教員の質保証に関わる事業及び研究開発を行うことにより、21世紀社会を牽引する人材である次世代の教育を担う教員の養成に寄与することを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 情報教育部門
- 二 ESD・課題探究教育部門
- 三 情報基盤部門

2 情報基盤部門に情報館を置く。

(領域)

第4条 センターの目的を実施するため、前条に掲げる部門に領域を置くことができる。

2 領域に関する事項は第16条に規定する運営委員会において定める。

(オフィス)

第5条 センターに業務に応じた窓口となるオフィスを置くことができる。

(組織)

第6条 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 次世代教員養成センター長（以下「センター長」という。）
- 二 センター担当教員（次世代教員養成センター）（以下「センター担当教員」という。）

2 センターに、次の各号に掲げる教職員を置くことができる。

- 一 次世代教員養成センター副センター長（以下「副センター長」という。）

- 二 特任教員
- 三 兼務教員
- 四 客員教員
- 五 その他必要な教職員

3 センターに、必要に応じて、研究部員を置き、学外者の協力を求めることができる。

(センターの事業)

第7条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 ICT活用指導力の育成・研修に関する事。
- 二 遠隔授業システムの開発・運用に関する事。
- 三 情報教育環境の整備・運用に関する事。
- 四 情報教育・課題探究型学習の教材・教育方法の開発に関する事。
- 五 教育実習・事前事後指導に係る企画・コーディネーションに関する事。
- 六 教員養成・研修プログラムの運用に関する事。
- 七 持続発展教育の開発研究と実践に関する事。
- 八 学校・地域教育支援に関わる開発研究と実践に関する事。
- 九 教育臨床に関する教育と研究及びその実践及び地域の学校支援に関する事。
- 十 情報基盤の管理運営に関する事。
- 十一 その他センターとして必要な事業を企画し、実施する事。

(センター長等)

第8条 センター長は、センター運営に関する業務を掌理する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 副センター長の任期は、センター長の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。

(センター長適格者等の推薦)

第9条 第16条に規定する運営委員会は、本学専任の教授3名をセンター長適格者として、学長に推薦することとする。

- 2 センター長は、必要に応じて、本学専任の教授又は准教授の中から副センター長適格者を学長に推薦することができる。

(センター長等の任命)

第10条 学長は、前条第1項による推薦を経て、センター長を任命する。

- 2 学長は、前条第2項による推薦を経て、副センター長を任命することができる。

(センター担当教員)

第11条 センター担当教員は、センターの業務に従事する。

- 2 センター担当教員は、大学教員のうちから学長が委嘱する。

(特任教員)

第12条 特任教員は、いずれかの部門に所属し、部門及びセンターの業務に従事する。

(兼務教員)

第13条 兼務教員は、いずれかの部門に所属し、部門の業務に従事する。

- 2 兼務教員は、大学教員及び附属学校教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が選考のうえ委嘱する。

(客員教員)

第14条 客員教員は、いずれかの部門に所属し、部門の業務に従事する。

- 2 客員教員の選考に必要な事項は、別に定める。

(研究部員)

第15条 研究部員は、いずれかの部門に所属し、研究に従事する。

- 2 研究部員の選考に必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第16条 センターの管理運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第17条 センターの事務は、各課の協力を得て、教育研究支援課が処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議により、センター長が定める。

附 則 (平成25年規則第16号)

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初のセンター長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 最初のセンター長の任命にあたってはセンター長適格者については、本則の規定にかかわらず、奈良教育大学次世代教員養成センター設置準備室が学長に推薦することとする。

附 則 (平成25年規則第22号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年規則第17号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。